

# 教員のメンタルヘルスの現状

●  
平成24年3月4日

文部科学省

初等中等教育局 初等中等教育企画課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY

## 目次

### 1. 教職員の病気休職の状況

- (1) 教員の病気休職者数
- (2) 在職者に占める病気休職者及び精神疾患による病気休職者数の割合の推移
- (3) 精神疾患及び精神疾患以外の病気休職者数の推移
- (4) 学校種別の精神疾患による休職者の内訳
- (5) 年代別の精神疾患による休職者の内訳
- (6) 職種別、性別の精神疾患による休職者の内訳
- (7) 精神疾患による休職発令時点の所属校での勤務年数
- (参考資料) 公立学校の教員(小中学校)の年齢構成

### 2. 他業種等との比較

- (1) 精神疾患の患者数
- (2) 国家公務員の状況
- (3) 地方公務員の状況

### 3. 教員の精神疾患に関するその他のデータ

- (1) 条件付採用期間における依願退職者の状況
- (2) 精神疾患を理由とする離職教員数

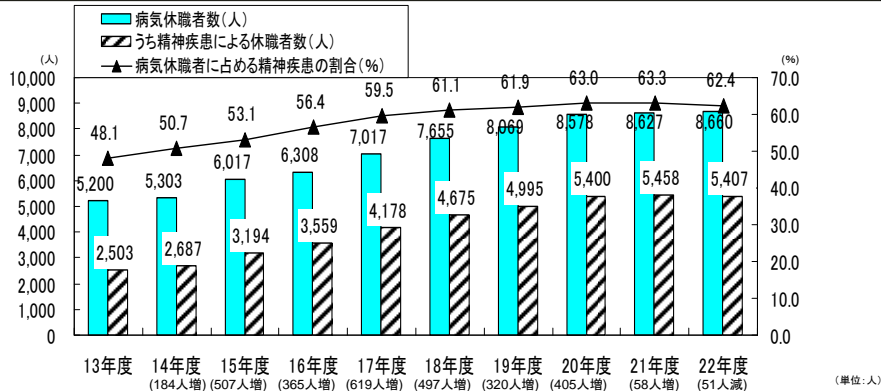
### 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較)

### 5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

- (1) 各教育委員会の取組
- (2) 文部科学省の取組

**(1) 教員の病気休職者数** 1. 教職員の病気休職の状況

精神疾患による病気休職者数は、増加傾向。在職者に占める割合は、約0.6%。

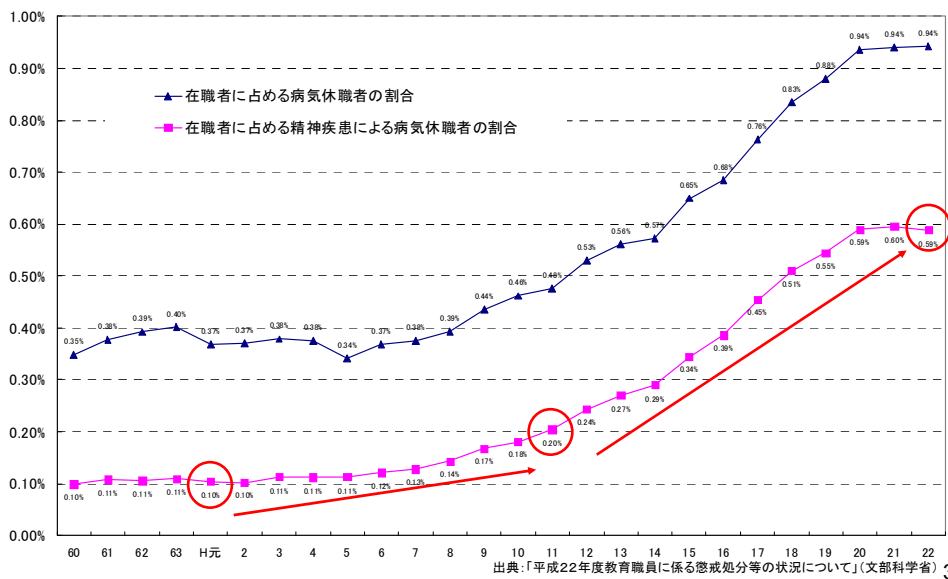


	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
在職者数(A)	927,035	925,938	925,007	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093
病気休職者数(B)	5,200	5,303	6,017	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660
うち精神疾患による休職者数(C)	2,503	2,687	3,194	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407
在職者比(%)										
(B) / (A)	0.56	0.57	0.65	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94
(C) / (A)	0.27	0.29	0.35	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59
(C) / (B)	48.1	50.7	53.1	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4

※「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、及び寄附者指導員(本務者)の合計。 出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 2

**(2) 在職者に占める病気休職者及び精神疾患による病気休職者の割合の推移** 1. 教職員の病気休職の状況

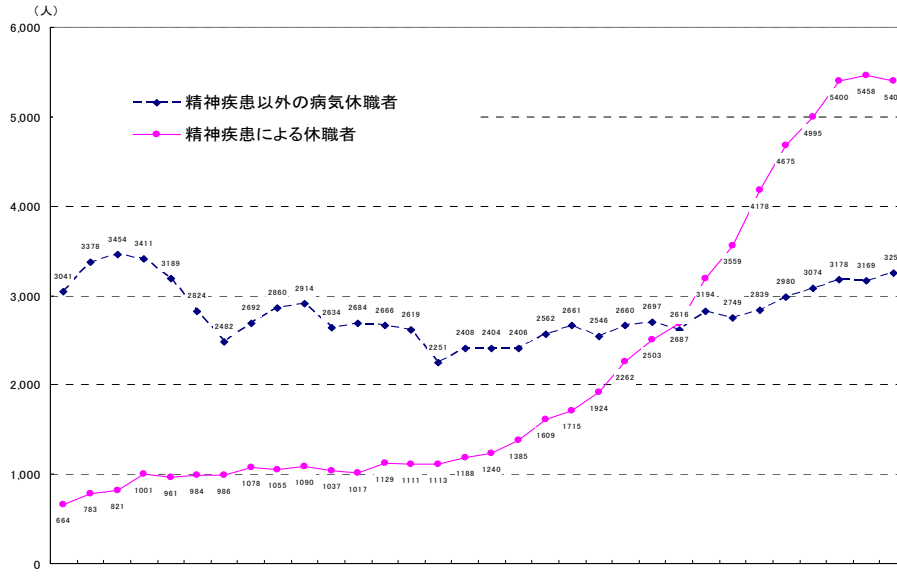
在職者に占める精神疾患による病気休職者の割合は、10年間で約3倍に。



出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 3

(3) 精神疾患及び精神疾患以外の病気休職者数の推移(公立学校)

精神疾患による病気休職者数は、増加傾向。精神疾患以外の病気休職者は、ほぼ横ばい。

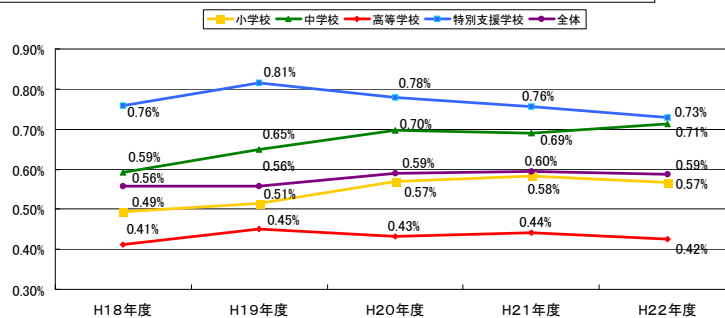


出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 4

(4) 学校種別の精神疾患による休職者の割合(公立学校)

精神疾患による休職教員の学校種別割合では、中学校や特別支援学校が高い。

教員の精神疾患による病気休職者と公立学校の学校種別在職者の割合



	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度	
	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数(A)	在職者数(B)	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数(A)	在職者数(B)	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数(A)	在職者数(B)	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数(A)	在職者数(B)	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数(A)	在職者数(B)
小学校	2,033	411,472	2,118	412,471	2,355	413,280	2,412	413,321	2,346	413,473
中学校	1,385	233,782	1,516	233,924	1,628	233,581	1,620	234,494	1,673	234,471
高等学校	788	191,005	829	184,163	843	195,034	851	193,104	818	192,621
中等教育学校	0	188	2	549	3	717	6	870	5	1,111
特別支援学校	469	61,917	530	65,064	571	73,333	569	75,140	565	77,417
全体	4,675	839,182	4,995	896,171	5,400	915,945	5,458	916,929	5,407	919,093

(注)在職者数は、「学校基本調査」(文部科学省)による。 5

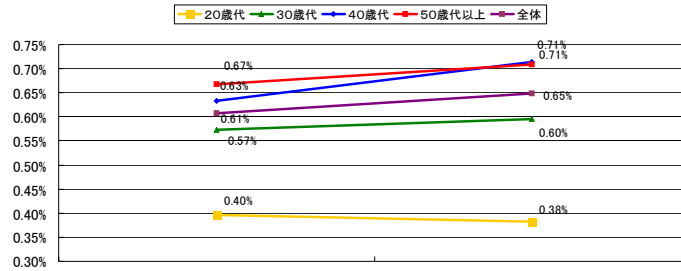
(5)年代別の精神疾患による休職者の割合(公立学校)

1. 教職員の病気休職の状況

精神疾患による休職教員の年代別割合では、50歳代以上が高いものの、30歳代・40歳代も増加。

教員の精神疾患による病気休職者と公立学校の年代別在職者数の割合

	H19年度			H22年度		
	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数 (A)	在職者数 (B)	割合 (A/B)	精神疾患を理由とした教員の病気休職者数 (A)	在職者数 (B)	割合 (A/B)
20歳代	312	78,702	0.40%	362	94,655	0.38%
30歳代	1,055	184,080	0.57%	1,064	178,441	0.60%
40歳代	1,872	295,941	0.63%	1,827	255,922	0.71%
50歳代以上	1,756	263,132	0.67%	2,154	303,903	0.71%
全体	4,995	821,855	0.61%	5,407	832,921	0.65%

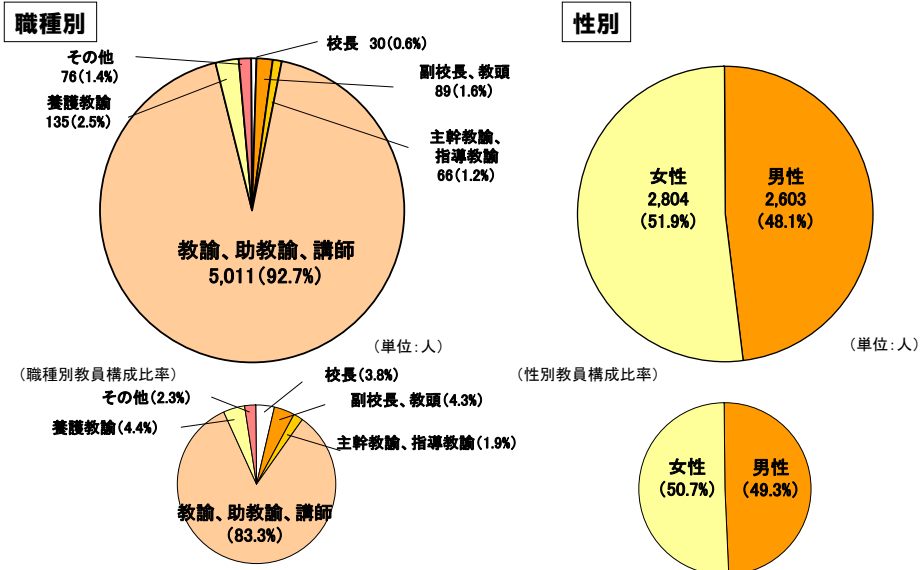


H19年度 H22年度  
(注)年代別の在職者数は、3年に1度調査されている「学校教員統計調査」(文部科学省)による。 6

(6)職種別、性別の精神疾患による休職者の内訳(公立学校、平成22年度)

1. 教職員の病気休職の状況

精神疾患による休職教員の内訳を見ると、職種別では教諭、助教諭、講師、性別では女性に多い。

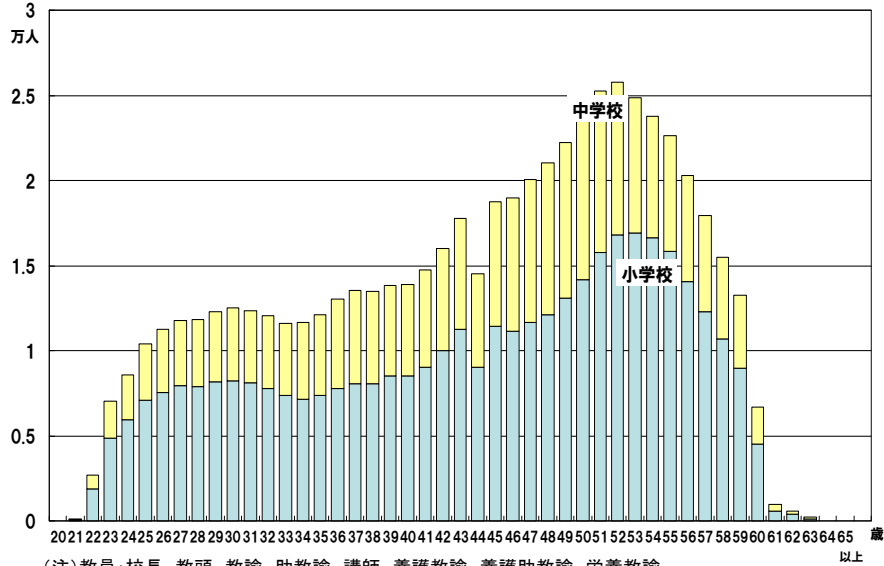


(注) 公立学校、平成22年度 出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」、「平成22年度学校基本調査」ともに文部科学省) 7

(参考資料)公立学校の教員(小・中学校)の年齢構成

1. 教職員の病気休職の状況

(平成22年10月1日現在)



(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

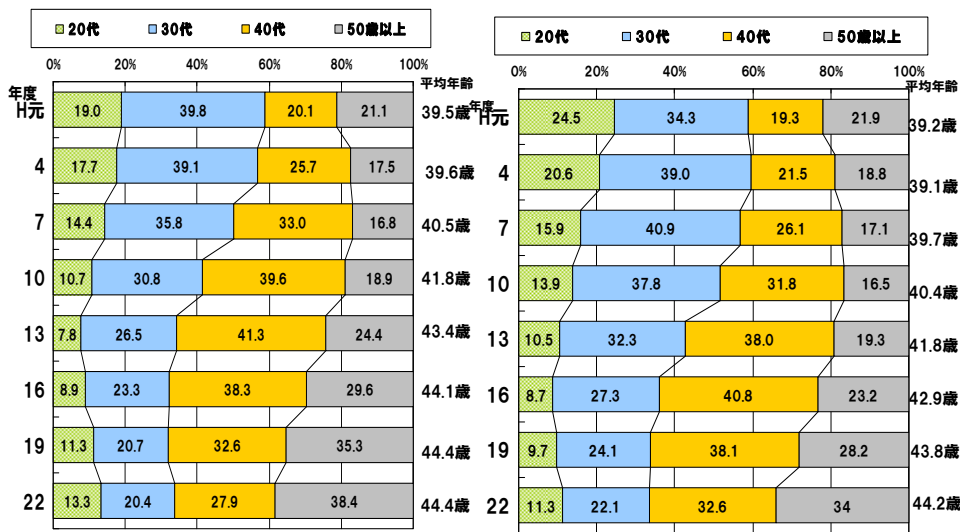
出典:「平成22年度学校教員統計調査[中間報告]」(文部科学省) 8

(参考資料)公立学校の教員(小・中学校)の年齢構成

1. 教職員の病気休職の状況

小学校

中学校

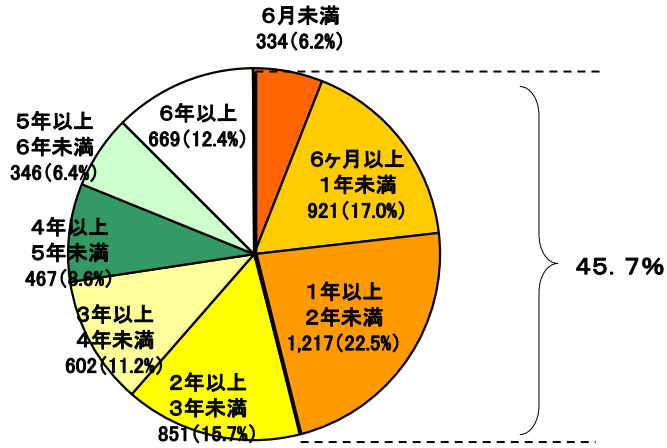


(注)教員:校長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

出典:「平成22年度学校教員統計調査[中間報告]」(文部科学省) 9

(7)精神疾患による休職発令時点の所属校での勤務年数(公立学校、平成22年度)

精神疾患による休職教員の約半数は、所属校への勤務後2年以内に休職。



(単位:人)

出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

(1)精神疾患の患者数

平成20年までの10年間の精神疾患患者数の伸びは1.58倍であるが、同期間の教員の精神疾患による休職者数の伸びは2.84倍。

精神疾患の患者数の推移

年度	H11	H14	H17	H20
精神疾患の患者数	204.1万人	258.4万人	302.8万人	323.3万人

(注)3年に1度の調査であり、入院・外来を含む患者数の推計。



出典:「平成20年度患者調査」(厚生労働省)

【参考】教育公務員の精神疾患による病気休職者

年度	H11	H14	H17	H20
精神疾患による休職者数	1942人	2687人	4178人	5400人

出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

## (2) 国家公務員の状況

2. 他業種等との比較

一般職の国家公務員の長期病気休職者は、教育公務員と同様に増加傾向。ただし、調査対象等が異なり教育公務員と厳密な比較はできない。

### 国家公務員の長期病気休職者の割合の推移

年 度	S56	S61	H3	H8	H13	H18
職員数に占める精神障害による長期病休者の割合	0.16%	0.18%	0.18%	0.21%	0.39%	1.28%

(注1) 人事院が5年に1回実施。対象は、国営企業職員及び非常勤職員を除く一般職の国家公務員。

(注2) 「長期病休者」とは、当年1月1日～12月31日までの間に、引き続き1ヶ月以上の期間負傷又は疾病により勤務していない者(病気休職者及び病気休職者等の合計)

(注3) 「精神及び行動の障害」とは精神障害」とは、世界保健機関(WHO)で定めた国際分類基準に従った「疾病・傷害及び死因の統計分類基本分類表」により人事院が疾病の分類を行ったもので、具体的には以下のとおり。

平成3年以前: 精神病(精神分裂症、うつ病など)、神経症(心因反応、精神衰弱など)、その他の疾患(慢性アルコール中毒、不眠症など)  
 平成8年以降: 精神分裂病・分裂病型障害及び妄想性障害、気分感情障害(躁うつ病を含む)、神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害、その他の障害(アルコール性依存症等)

### 【参考】教育公務員の精神疾患による病気休職者の推移

年 度	S56	S61	H3	H8	H13	H18
職員数に占める精神性疾患による病気休職者の割合	0.09%	0.11%	0.11%	0.14%	0.27%	0.51%

出典: 「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

12

## (3) 地方公務員の状況

2. 他業種等との比較

一般職の地方公務員の長期病休者は、教育公務員と同様に増加傾向。ただし、調査対象等が異なり教育公務員と厳密な比較はできない。

### 地方公務員の長期病気休職者の割合の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
職員数に占める精神及び行動の障害による長期病休者の割合	0.45%	0.51%	0.59%	0.70%	0.80%	0.96%	1.03%	1.14%	1.15%	1.14%

(注1) 財団法人地方公務員安全衛生推進協会が実施。対象は、教育職員及び警察職員を除く一般職の地方公務員。

(注2) 「長期病休者」とは、疾病等により、年次有給休暇、病気休暇及び休職等休業の種類を問わず、1ヶ月以上の期間勤務していない者。

(注3) 「精神及び行動の障害」とは、統合失調症、躁病、躁うつ病、うつ病、神経症性障害、アルコール依存症、精神障害、その他の精神及び行動の障害。

(注4) 本調査は、抽出調査であり、平成22年度の調査対象は、都道府県47団体、市区町村295団体の計342団体。

### 【参考】教育公務員の精神疾患による病気休職者

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
職員数に占める精神性疾患による病気休職者の割合	0.27%	0.29%	0.35%	0.39%	0.45%	0.51%	0.55%	0.59%	0.60%	0.59%

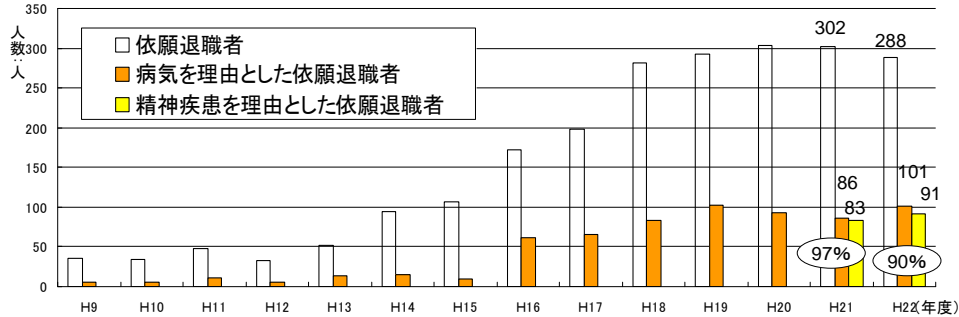
出典: 「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省)

13

### (1) 条件附採用期間における依願退職者の状況

3. 教員の精神疾患に関するその他のデータ

条件附採用期間後に精神疾患を理由として依願退職した者は、病気を理由とした依願退職者のうち9割。



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
全採用者数(人)	15,957	13,957	11,310	10,517	12,106	15,980	18,107	19,565	20,862	21,702	21,734	23,920	24,825	25,743
正式採用とならなかった者の割合(%)	0.26%	0.27%	0.45%	0.37%	0.45%	0.64%	0.61%	0.98%	1.00%	1.36%	1.38%	1.32%	1.28%	1.15%

- (注1) 条件附採用とは、初任の1年間の勤務を良好な成績で遂行した時に正式採用となること(一般の地方公務員の期間は6ヶ月間)。  
 (注2) 「新規採用職員」とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教諭、助教諭、講師(非常勤講師、臨時的任用職員、期限を付して任用した職員を除く)のうち、各年度の4月1日から6月1日までに採用された者の数を示す。  
 (注3) 精神疾患による依願退職者数は、平成21年度より調査開始。  
 (注4) 「正式採用とならなかった者」とは、新規採用者のうち、1年間の条件附採用期間中に離職した者及び条件附採用期間を経て不採用になった者を示す。

出典:「平成22年度公立学校教職員の人事行政の状況調査」(文部科学省) 14

### (2) 精神疾患を理由とする離職教員数

3. 教員の精神疾患に関するその他のデータ

精神疾患を理由とした離職教員は、病気を理由とした離職教員の約6割。

区分	在職者数(A)	総離職者数	うち病気のため(B)		割合		
			うち精神疾患(C)	(C/A)	(C/B)		
全体	計	854,011	35,535	1,213	668	0.08%	55.1%
	国立	-	121	2	2	-	100.0%
	公立	601,701	30,398	1,019	590	0.10%	57.9%
	私立	-	5,016	192	76	-	39.6%
小学校	計	390,927	16,836	617	354	0.09%	57.4%
	国立	-	59	1	1	-	100.0%
	公立	384,702	16,467	597	344	0.09%	57.6%
	私立	-	310	19	9	-	47.4%
中学校	計	233,059	8,966	342	194	0.08%	56.7%
	国立	-	41	1	1	-	100.0%
	公立	216,976	8,132	308	179	0.08%	58.1%
	私立	-	793	33	14	-	42.4%
高等学校	計	230,025	9,733	254	120	0.05%	47.2%
	国立	565	21	0	0	0.00%	0.0%
	公立	169,111	5,799	114	67	0.04%	58.8%
	私立	60,349	3,913	140	53	0.09%	37.9%

(注1) 平成21年度間(平成21年4月1日～平成22年3月31日)の離職教員数。

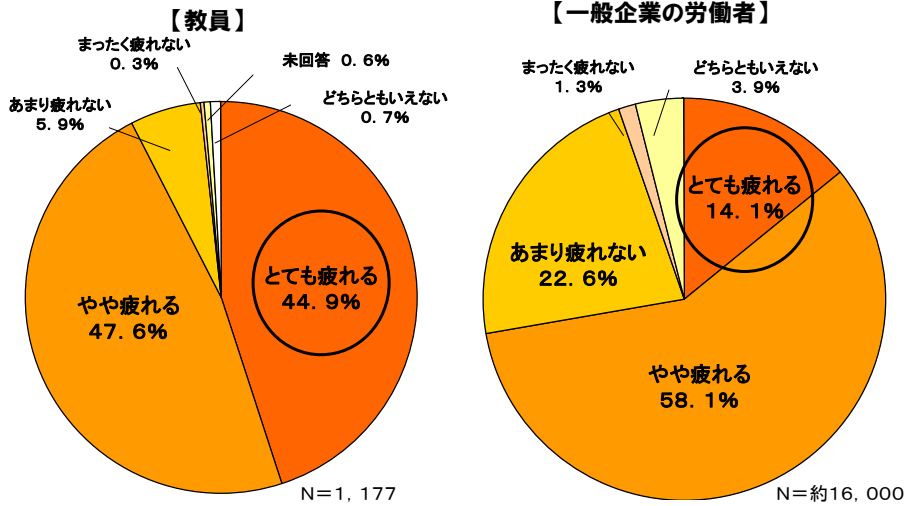
(注2) 平成21年度以前は、精神疾患を理由とした離職者数を調査していない。出典:「平成22年度学校教員統計調査[中間報告]」(文部科学省調査) 15



## 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較)①

教員は、一般企業の労働者よりも疲労度は強い。

「普段の仕事での身体の疲労具合」への回答割合

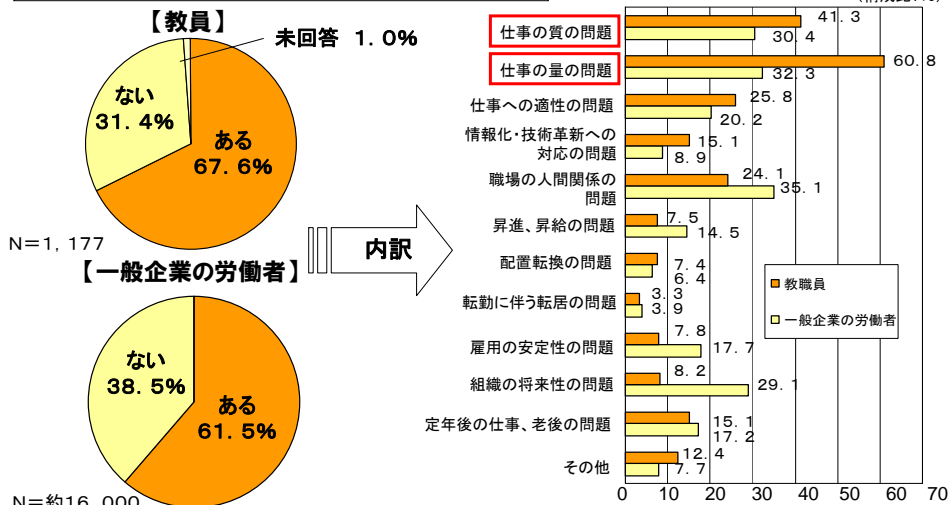


出典:「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」(平成20年10月、東京都教職員互助会、ウェルリンク株式会社)、「平成14年労働者健康状況調査」(厚生労働省) 16

## 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較)②

教員の「仕事や職業生活におけるストレス」は、一般企業の労働者よりも6ポイント以上高い。また、ストレスの内訳は、「仕事の量」と「仕事の質」が、一般企業の労働者より高い。

「仕事や職業生活におけるストレスの有無」への回答



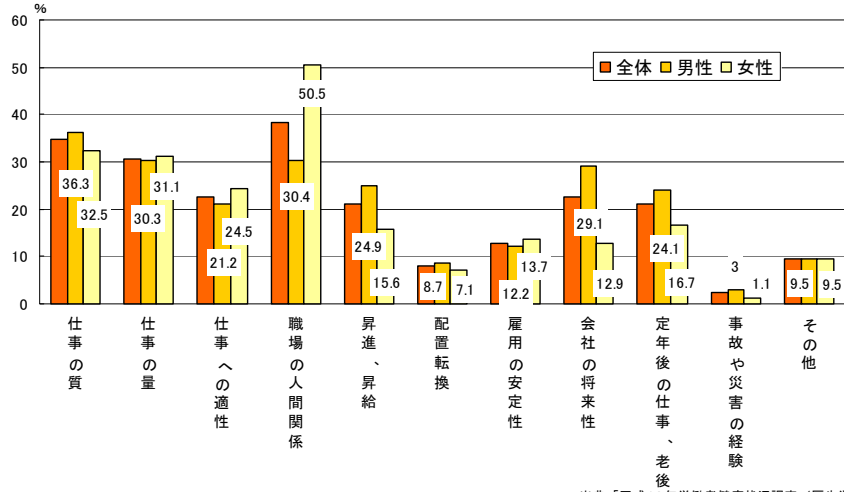
出典:「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」(平成20年10月、東京都教職員互助会、ウェルリンク株式会社)、「平成14年労働者健康状況調査」(厚生労働省) 17

#### 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較(男女別))③

一般企業の労働者のストレスの有無を男女別で見ると男女の差が大きいのは、「会社の将来性」や「定年後の仕事、老後」、「職場の人間関係」に関するストレスが多い。

「仕事や職業生活におけるストレスの有無」への回答(男女別)

【一般企業の労働者】



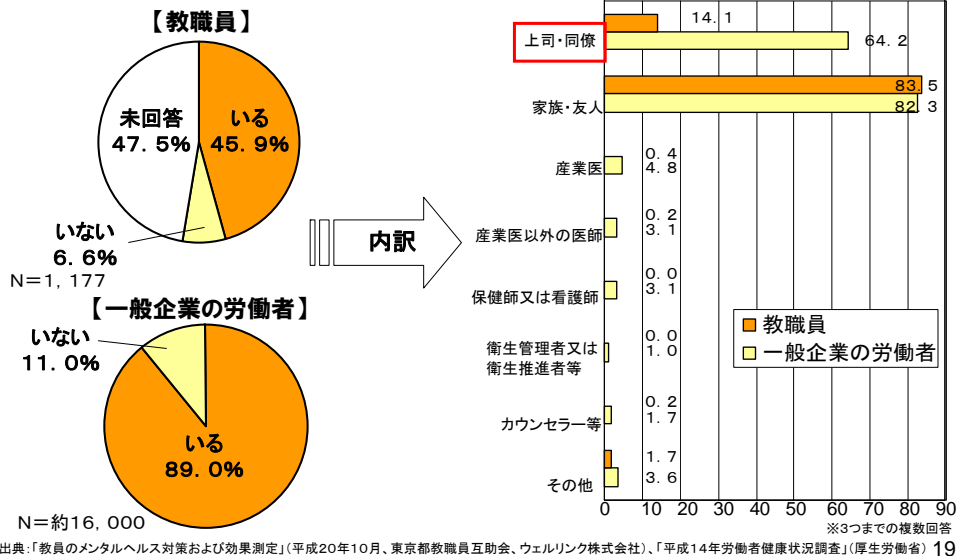
出典:「平成19年労働者健康状況調査」(厚生労働省) 18

#### 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較)④

教員は、「上司・同僚」に相談しにくいと感じている。

「仕事や職業生活におけるストレスを相談できる者の有無」への回答

(構成比: %)

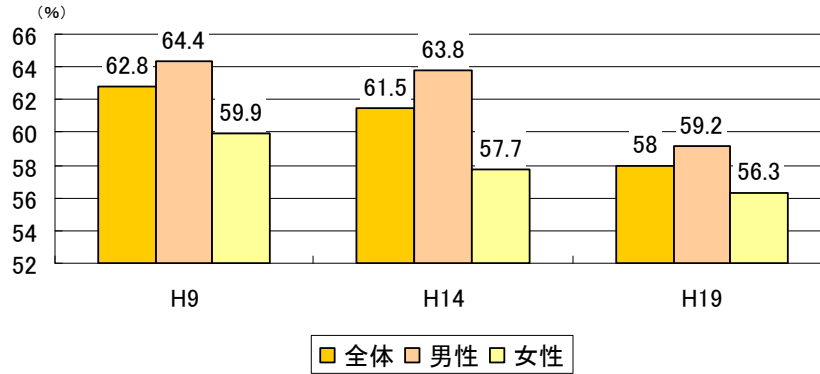


出典:「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」(平成20年10月、東京都教職員互助会、ウェルリンク株式会社)、「平成14年労働者健康状況調査」(厚生労働省) 19

#### 4. 教員の疲労度(一般企業の労働者との比較)⑤

一般労働者の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスは、男性で強い。

「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス」への回答



出典:「平成19、14、9年労働者健康状況調査」(厚生労働省)

20

#### (1)各教育委員会の取組①

5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

相談窓口の設置等の取組は、多くの教育委員会で実施されている。

#### メンタルヘルスに関する相談窓口体制及び研修等

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	都道府県・市	市区町村	都道府県・市	市区町村	都道府県・市	市区町村	都道府県・市	市区町村
ア 相談窓口を設置し、面接相談を実施している。	82.8% ( 53 )	26.4%	90.8% ( 59 )	35.8%	90.9% ( 60 )	21.2%	92.4% ( 61 )	22.3%
イ 電話相談(電子メールを含む)の窓口を設置している。	81.3% ( 52 )	17.1%	81.5% ( 53 )	25.1%	83.3% ( 55 )	10.6%	87.9% ( 58 )	11.9%
ウ 精神科医や病院等を指定し、相談できる体制を整備している。	68.8% ( 44 )	20.0%	78.5% ( 51 )	22.6%	75.8% ( 50 )	17.3%	75.8% ( 50 )	16.3%
エ 管理職を対象にしたメンタルヘルスに関する研修を実施している。	85.9% ( 55 )	22.8%	95.4% ( 62 )	23.4%	97.0% ( 64 )	15.8%	98.5% ( 65 )	14.5%
オ メンタルヘルスに関する冊子やパンフレットを作成し、配布している。	56.3% ( 36 )	14.8%	67.7% ( 44 )	20.3%	69.7% ( 46 )	5.6%	68.2% ( 45 )	4.7%
カ 学校訪問を行い、教育職員の状況を把握するよう努めた。	59.4% ( 38 )	70.9%	61.5% ( 40 )	73.3%	63.6% ( 42 )	74.6%	65.2% ( 43 )	76.2%
キ 定期健康診断時に、メンタルヘルス不調者を把握するための調査を実施している。					16.7% ( 11 )	4.3%	15.2% ( 10 )	4.0%

(注1)各年度10月1日時点での各都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会の取組であり、複数回答可。

(注2)本項目は、平成20年度より調査開始。キについては、平成22年度より調査開始。

(注3)都道府県・指定都市教育委員会数は、新規に指定都市となった市があることから、H20年度は全64、H21年度は全65、H22年度・H23年度は全66。

出典:「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 21

**(1)各教育委員会の取組②**

5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

復職支援プログラムはほとんどの都道府県教育委員会にて実施。経過観察等を含むプログラムに取り組む教育委員会数も増加傾向。

**精神疾患により病氣休職となった者に対する復職支援**

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	都道府県・市	都道府県・市	都道府県・市	都道府県・市
ア 復職支援プログラムを実施している。	75.0% ( 48 )	89.3% ( 58 )	93.9% ( 62 )	95.5% ( 63 )
うち復職後の経過観察等も含む復職支援プログラムを実施している。	51.6% ( 33 )	58.5% ( 38 )	68.2% ( 45 )	68.2% ( 45 )
イ 復職支援プログラムを実施する予定である。	7.8% ( 5 )	3.1% ( 2 )	0.0% ( 0 )	1.5% ( 1 )
ウ 実施を検討中である。	14.1% ( 9 )	4.6% ( 3 )	6.1% ( 4 )	3.0% ( 2 )
エ 実施予定はない。	3.1% ( 2 )	3.1% ( 2 )	0.0% ( 0 )	0.0% ( 0 )

(注1)各年度10月1日時点での各都道府県・指定都市教育委員会の取組。市区町村の取組に関するデータはない。

(注2)本項目は、平成20年度より調査開始。

(注3)括弧内は、都道府県・指定都市教育委員会数。なお、新規に指定都市となった市があることから、H20年度は全64、H21年度は全65、H22年度・H23年度は全66。

出典：「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 22

**(1)各教育委員会の取組③**

5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

校務の効率化に関する取組は、ほとんどの都道府県教育委員会にて実施。

**会議や行事の見直しによる校務の効率化**

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	都道府県・市	市町村	都道府県・市	市町村	都道府県・市	市町村	都道府県・市	市町村
ア 会議や行事の見直しを図る取組を促すなど、学校(又は市町村)を指導した。	68.8% ( 44 )	54.5%	72.3% ( 47 )	59.4%	84.8% ( 56 )	57.2%	87.9% ( 58 )	67.3%
イ 適正な校務分掌を整えるよう学校(又は市町村)を指導した。	39.1% ( 25 )	38.8%	41.5% ( 27 )	40.4%	51.5% ( 34 )	42.0%	59.1% ( 39 )	47.7%
ウ 今後、学校(又は市町村)への指導を実施する予定である。	15.6% ( 10 )	12.2%	9.2% ( 6 )	10.1%	7.6% ( 5 )	11.1%	3.0% ( 3 )	7.0%
エ 学校(又は市町村)への指導を検討中である。	14.1% ( 9 )	21.2%	15.4% ( 10 )	19.0%	7.6% ( 6 )	20.1%	6.1% ( 4 )	15.1%
オ 学校(又は市町村)を指導する予定はない。	0.0% ( 0 )	2.3%	0.0% ( 0 )	1.7%	0.0% ( 0 )	2.3%	0.0% ( 0 )	1.7%

(注1)各年度10月1日時点での各都道府県・指定都市教育委員会の取組。複数回答可。

(注2)括弧内は、都道府県・指定都市教育委員会数。なお、新規に指定都市となった市があることから、H20年度は全64、H21年度は全65、H22年度・H23年度は全66。

出典：「平成22年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(文部科学省) 23

## (2)文部科学省の取組①

5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

### ① 教員のメンタルヘルスに関する実態調査及び結果を踏まえた通知の発出

<通知の主な内容>(平成23年12月22日、初等中等教育企画課長通知)

- (1)校務の効率化の推進:  
会議や行事の見直し等による校務の効率化、調査・照会等の事務負担の軽減
  - (2)気軽に相談できる職場環境作り:  
日頃から、教員同士が気軽に相談・情報交換ができる職場環境整備への配慮
  - (3)メンタルヘルス不調者の早期発見、早期治療:  
チェックシートを作成・活用するなどによる不調者の早期発見・早期治療
  - (4)復職支援体制の整備・充実:  
病気休職者の円滑な復帰に向けた復職支援体制の整備、充実
  - (5)意識啓発や相談体制の充実:  
相談窓口の設置、積極的な学校訪問、各学校の管理職に対する研修の実施
- ※その他、労働安全衛生法に基づき、全学校において面接指導が行える体制の整備

### ② 各都道府県等教育委員会における特色あるメンタルヘルス対策をまとめた事例集の作成・配布

各都道府県・指定都市教育委員会における特色あるメンタルヘルス対策を「教職員のメンタルヘルス対策取組事例集」としてとりまとめ、会議等の機会を活用し、各都道府県教育委員会等へ配布。

24

## (2)文部科学省の取組②

5. 教員のメンタルヘルスに関する取組

### 教員メンタルヘルス調査研究事業

平成24年度予算案額 4,095千円【新規】

教員の精神疾患の予防、早期発見・治療、職場復帰支援のための取組を充実させ、もって適正な学校運営と学校教育環境づくりに資するため、教員のメンタルヘルスの保持・増進を図るための方策について調査研究を行う。

#### 背景

- 教員の精神疾患の増加:  
・H21年度 5,458名(公立)(17年連続増) → コストの増大:  
・教員全体に占める割合 0.6%(10年前の3倍) → 周囲の教職員の負担増、児童生徒等への影響
- 各都道府県等教委の取組は進んでいるがレベルにバラつき → 国からの情報提供と支援の充実を求める声
- 東日本大震災・原発事故の影響 → 復興対応による過度のストレスにより、精神疾患の更なる増加が懸念

#### 事業概要

##### 1. 全国的な教員メンタルヘルス実態調査の実施(大学等への委託調査)

教員の精神疾患について、属性別に詳細な実態把握調査を実施し、複合的とされる要因を可能な限り分析するとともに、効果的な対策の事例を研究する。また、一般労働者や公務員の精神疾患との比較により教職の特性について理解を深める。さらに、被災地の教員へのインタビュー等を通じそのメンタルヘルスの実情を把握する。



##### 2. 教員のメンタルヘルスの保持・増進を図るための方策に関する調査研究

上記の実態調査結果を踏まえ、これまでの取組の効果を検証しつつ、教員のメンタルヘルスの保持・増進を図る上でより適切・効果的な取組を検討するため、学識経験者や学校関係者による調査研究を行う。

#### 期待される効果

- 教員の精神疾患の減少→財政コストの減少
- 教育現場(特に管理職)の負担軽減→学校教育環境の改善

25